

第2回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成28年11月4日（金）16:30～17:28

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、高橋滋、森下竜一

（政務）山本内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官

（事務局）田和規制改革推進室長、福島規制改革推進室次長、刀禰規制改革推進室次長、
西川参事官

（日本経済団体連合会）根本常務理事

4. 議題：

（開会）

議題. 官民データ活用

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第2回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、森下委員にも御出席いただいております。また、江田委員及び八代委員が所用により、御欠席でございます。

山本大臣、松本副大臣、務台大臣政務官に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、山本大臣より御挨拶をいただきます。

○山本大臣 委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、心より感謝を申し上げます。

本日は、投資等ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項の一つである「官民データ活用」について、日本経済団体連合会からヒアリングを行うと伺っております。

国民生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業の創出等を実現するためには、個人情報保護を図りつつ、官民データを適正、かつ効果的に活用していくことが重要となります。

委員の皆様におかれましては、改革の具体化に向け、活発な御議論をよろしくお願いたします。

○西川参事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は、原座長にお願いいたします。

○原座長 大臣、大変ありがとうございます。

副大臣、政務官、御参加をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは「議題．官民データ活用」に移らせていただきます。

本日は、日本経済団体連合会に御出席をいただいております。

根本常務理事から御説明をお願いいたします。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 経団連の根本でございます。

本日、こういう機会を与えられましたことに感謝を申し上げます。

改めまして、山本大臣を初め、多くの方々に、こうした機会を設けていただきましたことに感謝を申し上げます。

本日、資料といたしまして「データ利活用推進のための環境整備を求める～Society5.0の実現に向けて～」ということで、議題は「官民データの活用」となっておりますが、その周辺状況の整備について申し上げた上で、最後に公共データのオープン化の点について少し触れさせていただきたいと考えてございます。

お手元の資料にございますとおり、3つの分野に分けてお話をさせていただきたいと思っております。

まず「Ⅰ．データ利活用の意義」です。このあたり、既に先生方には十分御理解をいただいているところかと思っておりますので、簡単に済ませます。

それから「Ⅱ．データ利活用推進の前提」という部分がございます。この前提を満たした上で、民間企業としてはデータ利活用を、次に述べるような形で推進してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、データ利活用を図る際に必要とされる施策、あるいはそれをめぐる課題といった事柄につきまして、御提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、まず「Ⅰ．データ利活用の意義」を2ページ、3ページにまとめさせていただいております。

皆様御承知のとおり、あらゆる産業がITでつながる段階になってきてございます。既にAI、ビッグデータ云々ということで、かなりの産業がつながる形になってまいりました。

「Society5.0」は、第5期科学技術基本計画の中で打ち出された概念でございますけれども、こういう社会におきましては、あらゆる産業が非常に高度なITの技術を使い、縦横につながりながら、社会を発展させていくという形になってございます。

IT機器が普及してまいりますので、データの種類、量といったものも、爆発的に、指数関数的にと申し上げたほうがよろしいかと思っておりますが、増加してまいります。

M2M（Machine to Machine）で全部のデータが行ったり来たりする形になってまいりますので、人間が人力で制御できる限界は既に超えた形になってございます。分析技術も、さらに発展をしてきているということでございます。

世界的にも、あらゆる産業のIT化が加速しているのは御承知のとおりでございます、既にデータを活用したイノベーションを行い得るかということが、国力の判定材料にもなってきていると、私どもとしては考えているところでございます。

日本といたしましても、国際競争力を維持するためには、この分野で遅れをとってはならないというのが私どもの考え方でございます。

3ページ目でございます。

ただし、そういうデータ利活用につきましては3つほど前提がございます。

企業の国際競争力の強化につきましては、今、申し上げたとおりでございますけれども、これからの時代、中心には、どうしても個人というのが据えられる形になります。その個人の生活の利便性の向上というのがなければ、データの利活用をしても意味がないということで、2点目にこれを挙げさせていただいております。

さらに、私どもが「Society5.0」という概念の中で非常に重視しておりますのが、社会的課題の解決につながるものという視点でございます。

世上言われますとおり、防災・減災や健康増進といった事柄にデータは非常に役に立つということ、これは後ほど、簡単に事例も御紹介をしたいと思います、非常に有効なツールになってまいります。

日本といたしましては、少子高齢化等々、様々な社会的な課題がございますので、そういったことに立ち向かうためにも、データの利活用が必要だということでございます。

参考資料2に、データ利活用の事例を20ほど挙げてございます。

1ページ目から、いわゆる防災系で個人のデータをいろいろ使いますと、様々なハンドリングができるようになり、世の中がスムーズに回り、災害対応も迅速性を持って、広い地域で当たることができるということをお示ししてございます。

5ページ目に参ります。

個人の動態動向を把握し、利活用することができれば、まちづくり・観光促進等々に活用することができるということは既にわかっておりますし、一部で使われているところでございます。

6ページ目には「医療・介護情報等の双方向連携による地域医療サービスの高度化」ということが可能になってございます。

これはレベル感の問題もございますけれども、一部のバイタルデータだけでも利活用ができれば、相当程度のことができるということは既に分かっております。ただ、医療の分野につきましては、データの取り扱いが非常にセンシティブな形になっておりまして、日本では現状、なかなか連携が難しいという状況になってございます。

ヘルスケアにつきましても、医療情報との境目の問題もございまして、この国では利活用がなかなか進んでいないというのが現状かと思われまます。

以下、様々な分野で利活用を促進できるということを事例としてお示ししたのが、この参考資料2となっております。

資料にお戻りいただきまして、4ページ目でございます。

こういったデータの利活用をしますと、様々な分野で、様々な便益が得られるということは分かっているわけでございますけれども、ただ、その利活用の前提といたしまして、当然のことながら、プライバシーの保護でございますとかネットワーク上のサイバーセキュリティ対策の強化の問題、更には国境を越える情報の自由な流通が必要といったような課題を3つほど掲げさせていただいております。こうしたものを満たしながら、我々としてはデータの利活用を推進していきたいと考えているところでございます。

「データ利活用に向けた課題・施策」の分野に入らせていただきたいと存じます。

3つほど申し上げたいと思います。

1つ目は、個人情報保護法制の適切な整備の問題でございます。2点目が、データ利活用推進に関わる基本的な法制を、まずは整備していただきたいということでございます。3つ目が競争力を高める社会風土の醸成ということで、それぞれにつきまして、詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、6ページ目を御覧いただければと存じます。「個人情報保護法制の適切な整備」という部分でございます。

現在、個人情報保護法が改正されまして、ガイドライン等々の作成に入っておりまして、施行はまだでございますけれども、民間部門のルールとなる部分は整備をされた形になってございます。

他方、私どもとしては、一体的な整備を望んでいたわけでございますけれども、行政機関の保有する個人情報を規律する分野につきましては、総務省の方で規律を統御するという形の法制にとどまりました。こちらも改正はされましたけれども、いわゆる二層構造になっている形でございます。

すなわち民間企業が守るべきルールと、行政機関が守るべきルールは、一応同一ものだという説明を受けているわけでございますけれども、この部分、法制が別になり、主務大臣も別になっているという形になってございます。

加えまして、6ページの右の図で「地方公共団体」と書いてございますが、1,700を超える地方公共団体が、それぞれに取扱のルールをお持ちであるという形になってございまして、個人情報と言われるものの取扱ルールが法律・条例の数だけあるというのが現状でございます。民間企業、あるいは実際にデータをハンドリングする者にとりましては、やはり単一ルールで扱えることが望ましいということは御理解をいただけることかと思っております。

なお、個人情報保護委員会が見る民間のルール、それから、総務省が見られる行政のルールにつきましては、法の施行がまだなされていないということもございまして、今日時点で具体的な支障が生じているというわけではございません。ただ、法律上の用語も異なり、監督される官庁も異なるというところで、これまでの経験からいたしますと、将来的に何らかの不都合が生じかねないということ、懸念しているということをお知らせ

ていただきたいと思います。

引き続きまして、7ページ目でございます。現状、私どもがデータの利活用をする上で、重要な事項が6つほどあるということでまとめさせていただいたのが、このページでございます。

何よりも、まず「紙から電子へ」という原則の転換を図っていただきたいと思っております。

現状、紙のドキュメントによる保存その他が原則ということが、法令上の要請になっていることがほとんどでございます。それを、この時代でございますので、電子も正として扱っていただきたい、すなわち原則の転換をしていただきたいということでございます。その際、もちろん現状の紙のビジネスプロセスを電子に置きかえるだけでは非常に非効率になるケースもございますので、いわゆるBPRをあわせて行い、電子化の推進に努めていただきたいと思っております。

2番目といたしまして「データフォーマットの標準化」と書かせていただいております。

様々なデータが流通する際には、それを取り扱うルール、データが流れるルールが必要かと思っております。一つ一つ記述のルールを決めておきませんと、後々使うときに困るという事態になりますので、標準化を官民協調して推進するというにさせていただきたいと思っております。そういたしますれば、組織を越えたデータの連携も促進され、この国のデータ利活用の促進に、必ずやつながると考えております。

逆に、このデータフォーマットの標準化がございませんと、いかに電子化を図っても、なかなかデータの利活用にはつながらないということになりかねないということでございます。

3点目は、官民共通識別IDの拡大でございます。

幸いなことにマイナンバー制度のもとで、法人IDを全ての法人に付させていただきまして、国際的にも通用するような一意に定まる形でマイナンバー制度を整備していただきました。したがって、サプライチェーン上の問題は、その利活用によってかなり解決されると思っております。

ただ、後々のことになりますけれども、個人のマイナンバーの利活用ということも出てまいろうかと思っております。様々な分野で、同一主体に対して番号をそれぞれに付けるという形になりますと、社会的にもロスが大きくなります。したがって、官民が共通して識別IDを拡大していく、同一の識別IDにしていくことが求められると考えてございます。

それから、4番目です。これが本日の最大の課題になるのかもしれませんが、公共データのオープン化ということをお願いさせていただきたいと存じます。

こちらにつきましては、経団連といたしましては2013年3月にアンケート調査結果も公表させていただいておりますので、後ほど、こちらにも簡単に紹介をさせていただきたいと

存じます。

行政機関が保有する様々な公共データ、こちらはとりわけ地図でございませうとか、交通情報等々のデータに対する要望が当時も多かったと理解をしておりますが、こちらをきちんとしたデータフォーマットの形で、民間のニーズに即して公開をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

ただ、残念ながら、なかなかこのデータが電子化されていない、そろわない、同一フォーマットになっていない等々の問題がございまして、これはある程度、新しい法制の下で、きちんと進めていただければと考えているところでございます。

5点目、人材育成でございませう。残念ながら、この国の情報リテラシーは、それほど高いわけではございませう。プログラムを組める人材がどの程度いるかということになりませうと、少々心もとない状況にあるわけではございませう。

また、いわゆるデータサイエンティストと言われるような、非常に高度な知識と知見、あるいは技能を持った分析官がどれほどいるかということになりませうと、この分野でも少し寂しくなるような状況だと考えてございませう。是非この分野での人材育成を急いでいただきたいと思いますと考えているわけではございませう。

さらに、新たなデータ流通の仕組みというものも必要になろうかと思ひませう。こちらは、データそのものが流通する市場の形成に寄与するルールづくりも必要でありませうし、いわゆる個人情報と言われるものの利活用を図る上での様々な工夫が、今後、必要になってくると考えられませう。これは国内に閉じた部分もございませうし、国際的なデータフローのケースもございませう。そういった新しい仕組みを進めていくことが必要であろうと考えているところでございませう。

主な6点を申し上げましたけれども、こういったものを含めた基本法制について、まずは整備をしていただき、その基本法制にのっとり、各省庁において作用法を定めていただきたいと思いますと考えているところでございませう。

なお、8ページ目に政府の検討・実施体制の一元化ということを書かせていただきました。IoT、AI、ビッグデータ等々が言われ始めませうしてから、各省庁において、非常に積極的な検討が進んでいると認識しておりますが、一部、大分重なっているところもございませうしたり、参加する人間が様々な審議会の場に重複して呼ばれるということがございませうして、できますれば、一元化の方向で進んでいただき、コントロールタワーを設けて、きちんとしたピラミッドの中で検討を進めていただければ、民間としては非常にありがたいということではございませう。

こちらのページには少し前の状況を書かせいただいておりますけれども、これに限らず、さらに増えている部分もございませうし、少し整理されたところもあると聞いておりますが、できれば一体的にやっていただきたいと思いますと考えているところでございませう。

なお、9ページには「競争力を高める社会風土の醸成」ということで、実は技術的には相当程度のことでは既にできるということは分かってございませうし、日本の場合には非常に

クオリティーの高いデータセットがあるということも分かっております。

ただ、それを本当に使ってよしいのかどうかという部分につきましては、国民一般の理解がないと利活用ができません。データを使うことが豊かな国民生活の実現につながるのだという理解増進活動といったことも、是非政府には取り組んでいただきたい。もちろん民間としてもそういう努力はいたしますけれども、官民一体となってこういう努力をさせていただけたいと考えるところでございます。

2点目、制度のグレーゾーンの解消ということでございます。分かりやすいルールがないと、日本の企業というのはなかなか動きません。許されたことだけをやる企業群と、許されていないこと以外は全てやる企業群との間では大きな差が出てきてしまいます。できれば、ルール整備に当たっては、いわゆるネガティブリスト方式で、企業がスピード感を持って新しいビジネスを創出できるような環境を整備していただきたいと考えるわけでございます。

なお、3点目として「協調領域の構築」ということを掲げさせていただきました。

いわゆるオープンイノベーションの考え方を、私どもとしては強く推奨してございます。個々の企業にとりましても、従来、データを抱え込むような形で競争力を維持するというビジネスモデルがございましたけれども、今日のビジネスモデルは、協調領域部分についてはデータをできるだけ外に出して、外の知恵を借りながらイノベーションを進めていく、自らもビジネス領域を広げていくという形に変化をしておりますし、そのような対応をとらない企業は、競争に取り残されるという危機感を持った形での経営がメジャーになってきていると理解をしております。こういう協調領域の構築につきましても、官民挙げての努力が必要であろうと、私どもは考えているところでございます。

以上が、今回、申し上げたところでございますけれども、先ほど公共データの産業利用の分野で幾つかあると申し上げました。地図データ等々が特に対象となると申し上げましたけれども、2013年の私どもの調査によりますと、種類のには地図でございまして、道路等々を含めた地下のデータに対するニーズが非常に高うございました。それも、できるだけ詳細、かつ最新のデータが公開されることが望ましい。その中には衛星画像データも含まれます。それから、今、申し上げた地中埋設図面等々も当然入ってまいりますし、地質調査がどのような形で行われたかというようなことがございます。

交通系のデータといたしましては、通行規制がどこでどのように行われているのか、これはリアルタイムのものが必要でございまして、自動車の交通量、これは管理主体によって、データのフォーマットがいろいろと違ってはいますが、これもできるだけ統合化されたものがほしい。電車やバス、いわゆる交通系の乗降客データ等々もあれば、更に利活用が進む。

加えまして、3つ目のカテゴリーとしては、防災・保安・安全に関するデータということで、これは相当程度、公開されるようになってきておりますけれども、ハザードマップ等々へのニーズが高いということでございました。

ただ、こういう種類のデータをたくさんお持ちのところと申しますと、実は地方公共団体でありまして、そちらのデータ整備が進みませんと、公共データの利活用はなかなか難しいのかなと思われま。ただ、電子化がなかなかされていないという現状もございますので、是非その部分の取り組みを促していただければと、ありがたいというように思っております。

あとは総務省、あるいは独立行政法人、厚生労働省等々が、保有するデータ数としては非常に多いということが、私どもの調査では明らかになってございます。

なお、本日はこのアンケート調査結果についてお示しをいたしませんでしたけれども、こちらにつきましては経団連のホームページにも掲載してございますし、委員の先生方には、後ほどハードコピーの形でお届けもさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○原座長 大変ありがとうございました。

では、御質問、御意見、いかがでございましょうか。

○高橋委員 これから規制改革会議としていろいろ取り次ぐときに、必ず役所から出てくるような話をお聞かせいただければと思います。

6ページのお話なのですが、これは一体的な利用の表現がござい。この一体的な利用というニュアンスが、私には分からないところがありまして、行政機関等個人情報保護法の場合、改正法の場合については、民間の提案を受けて役所が提供する形に今後はなると思うのです。それをやめてほしい、要するに、自由に情報提供をしてほしいという御趣旨のお話なのでしょうか。一体的な利用という考えの中身が、私はちょっと分からなかったものですからお教えいただければと思います。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 御質問ありがとうございます。

この部分は一体的な利用と申しますよりも、一体的なルール、取り扱いルールの一体化というか、同一の取り扱いルールでのハンドリングをさせていただきたいということでございます。

先ほど御説明を申し上げましたとおり、個人情報保護委員会という監督主体と、総務省という監督主体が、民間と行政府ということで分かれております。これは法律の立法過程におきましては同じことになりま。という説明は受けております。例えば、用語は違いますが、匿名加工情報の取り扱いにつきましては同じことになりま。という説明を両方の行政府から受けておりますけれども、監督者が違いま。と、往々にして、いろいろなところで取り扱いの微細なルールが違ってくるケースが過去にございま。そういうことを懸念しているということでございま。

なお、先生から御指摘のございました行政機関の保有するデータにつきまして、今後、民間提案を受けて出すという形のルール整備がなされたということにつきましては、私もありがたいとは思っているのでございま。ですが、実は現状、提案自体が極めて難しいということがございま。

先ほど、アンケート調査で交通データ等々がございまして申し上げますけれども、実は行政機関が持つ生データにつきましては一切開示がなされておりません。生データを見ないままに、こういうデータをいただきたいという御提案を申し上げることは、非常に難しい現実がございます。鶏と卵の関係になってしまいますので、そこは将来的に、何らかの工夫をしながら、公共データが活用できるような形の新しいルールといいますか、パスをつくり上げていただきたいと思いますと思っております。

○高橋委員 分かりました。

法体系が違うのは、行政機関の場合、強制的に行政調査権を使って機微な情報を大量に入手するので、民間の持っている情報とは違うということなので、法体系が違うのはある意味で仕方がないと私は思っています。

ただ、結局どのように活用できるかという部分の足並みをそろえていくというところについての御主張はよく分かりました。

それから、もう一点、御主張の趣旨は、公共データのオープン化が遅れているというところが大きいかなと思っております。今の御主張もそうだと思うのですが、行政が持っている情報を、プライバシー保護にも差し障りがない範囲で民間がもっと有効に使いたい、そのためにどうしたらいいのかというところの御主張を具体的に展開していただけると、我々としても各役所にお取次ぎしやすいなと思った次第です。

以上です。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 先生御指摘の公共データのオープン化の問題はもちろん私どもの主張の大きな部分をなすところでございますけれども、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、まず紙から電子への原則の転換という部分、要するに、民間側のデータのハンドリング、あるいは様々なデータの保存にしても、紙で保存しておくのか、電子で保存しておくのかということもございまして、そういう民間の事業をやる上での様々なルールも、原則の転換を是非お願いしたいというところは大きな要望としてございます。

それから、何度も繰り返して恐縮でございますが、戻りまして、行個法と個人情報保護法の問題につきましては、越境データフローの分野で、例えばEUとどういう交渉をするかという際にも、何らかの影響が出てくる可能性を懸念しております。行政が持つ機微な情報というところは重々承知をしておりますし、それを民間に出せというつもりは毛頭ございませんけれども、管理主体が違うということによりまして、越境データフローが阻害されるということになりますと、これは民間としては非常に困った事態になるということでございます。

加えまして、よく申し上げますけれども、例えば東京大学病院が持つカルテデータと慶應大学病院が持つカルテデータを、どのように取り扱ったらよろしいのかと、行政機関と民間であるということで、どういうことになるのかというのは、実は想像がつかない状態でございまして、一番効果が期待できる医療分野でデータの取扱規則が一体化していない

と、どういうことが起こるのだろうかというのを心配している状況でございます。

○原座長 森下先生。

○森下委員 今、おっしゃったとおり、医療分野の取扱いは私どもも非常に心配しているところなのですが、言われていることに関しましては大変賛成で、もう少し統一的に政府全体でやっていただかないと、実際の利用の現場では大変困るとというのが、いろいろなところで出てきているのではないかと考えています。

個人情報保護法ができてきた中で、これから具体的なガイドラインが間もなく策定といえますか、決まってくるようではありますが、実際の現場、ビジネスを含め、あるいは学会とか研究内容、そういうものが阻害されないような内容になるというのは大変重要だと思うのですね。

今のところ、そういうところからのヒアリング等も少なかったように聞きますし、現実的にいろいろな懸念の声が出ている中で、正直、それに対して個人情報保護委員会の方で丁寧にお答えをされているような印象を私は持っていなくて、不安なままでみんな走っている。それで、このままの状況でいくと、実際に施行されると、後から変えるというのは非常に難しくなってくるのではないかとこのことを大変危惧しています。

そういう意味で、お話があったように、ネガティブリスト等で駄目なものは駄目と書いてくだされば一番いいのですが、今はそうになっていなくて、ポジティブリスト、ネガティブリスト、どっちもなっていないで、非常に広いグレーゾーンがあるという状況だと思うのです。このままだと企業の方は非常にやりにくいだろうと思いますし、私どもアカデミアの研究者も非常にやりにくいということで、医療領域だと10を超えるいろいろな学会から反対意見というか、とにかく明確化してほしいという声が出ていますが、なかなかそれに対して個人情報保護委員会から正式にお答えが返ってきていない、あるいはどういうように扱うのかというのが見えてこない。

是非これは経団連の御意見にかかわらず、いろいろな方が同じようなことを言われていますので、政府として真剣に対応してもらう必要があるのではないかと考えております。

是非そういう方向で、議論をしていただければと思います。

○原座長 ありがとうございます。何か今の点でございますか。よろしいですか。

今の点にもかかわりますが、私から重ねて質問をさせていただきます。

先ほど御紹介のあった参考資料2の具体的な事例の6ページと7ページで、医療・介護情報についてのデータの共有、あるいはヘルスケア情報のデータの共有というのが日本では難しいのですというお話があって、難しい要因は法制的な面、それから社会風土の面と、恐らく両方あるということなのだろうと思います。

今回、個人情報保護法の改正、行政機関の保護法の改正がなされて、法制的にはこの問題は相当程度解決していると御覧になっていらっしゃるのか、あるいは先ほど森下先生も言われたようなガイドライン、あるいは今後の運用に当たって、まだ相当課題があると見ていらっしゃるのか、そこはいかがでございますでしょうか。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 実は、今回の法改正によってどこまで問題が解決したかは、まだ法が施行されておられませんので、よく分からないというのがお答えになります。

過去、この分野で取り組もうとしたときに一番もめましたのは、個人の機微な情報が、医療分野の場合にはどうしても含まれますので、それをどういう形でハンドリングしたらいいのかというルールがないので、結局、御本人様の同意を得るのはもちろんなのですが、その情報を一時的に得る方の御協力を得なければいけない。その部分が非常に難しい。

加えまして、ヘルスデータと言われるレベルのものでしたらまだよろしいのですが、カルテに記載しなければいけない、いわゆる医療データのレベルまで来ますと、今度はお医者様以外の方がそれを取り扱ってもよろしいのかどうかということも、実ははっきりしていないといえますか、恐らく駄目だということになるのだと思ひまして、様々なデータが混在する中で、このデータセットをどう取り扱ったらいいのか分からないという形になってございます。

したがいまして、多くの地域で行われているデータ連携というのは、医療データを含まない形の、ヘルスデータレベルのもので連携をさせていただいているケースが多いということだろうと理解をしております。

ただし、一部自治体が入りまして、レセプトデータ等々を使って健康増進につなげているという事例が、ごく一部あるというのが現状かと思ひます。

なお、経団連加盟企業、主要なプレーヤーあたりになりますと、健康保険組合に加入している方が数十万人いるというケースもございます。そういったしますと、単独の健康保険組合の中ではレセプトデータの解析というのも相当程度できますので、それは社員の健康増進でありますとか、そういったところにつなげているケースがございます。

ただし、A社、B社、2社のレセプトデータを混在させるということは、法制的には許されていないと理解しておりますので、大きなビッグデータという用語がいいのかどうか分かりませんが、使い方は、更に社会的に効率的になることが分かっているのだけれども、そういったものを混在させて使うことが、今はなかなか難しいというように理解をしております。

ただ、そういったデータの利活用につきまして、海外ではそういうところに目をつけて、少し手伝ってくれないかと言っている海外の自治体があるやに伺っております。

○原座長 ありがとうございます。

はい。

○吉田座長代理 この前の行政手続簡素化のための部会でも申し上げたのですが、
「Industry4.0」や「Society5.0」が実現する社会のためのゲームチェンジャーとして、データの利活用が絶対に必要になることは理解できます。しかし、いつも皆さんから現状の報告などをお聞きすると、達成するための道筋が見えなくなり、どこから始めたらいいのか

だろうかという印象を持っています。

ただ、この前の行政手続部会でも指摘されていましたが、どうも共通項というのは、地方自治体は独自の動きを自立して実行している。であれば、戦略的な特区で小規模ですが、こうした活用ができますということの一つ事例として見せることで、世論の合意を得ながら改革をしていくという方法はあるのではないかと考えています。

例えばどこかの地方都市や1つの町を選びます。そこではいろいろな行政の手続がばらばらかもしれません。恐らく手続きを紙ベースで実施しているかもしれない。そこで業務の改革を小さく始めて、これだけの効率化を図りました、住んでいる市町村の方々にこういうベネフィットがありました、マイナンバーも活用しました、といった具体例で、これからの道筋を示せるといいと思いますが、どうでしょうか。

もしかしたら、すでに議論はされているのかもしれませんが、こうした具体例で、皆さんの安心感を醸成しないと、漠然とした恐怖心が払拭されず、入り口の議論から抜け出せないことになります。個人情報保護に関しても同じ印象を持っています。

たとえば過日、JRのSuicaの履歴販売が余りにも世の中の賛同がなくて中止になったことが報道されていました。企業としては、ブランドが大事ですので、一旦そうしたイメージができあがると、そこから先には進めないということも起きます。そんなところも皆さんと議論をしたいと考えています。

○原座長 自治体で、特に先進的に取り組まれているといった、何か御存じのところはございますか。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） これはむしろ医療室の方にお伺いいただいたら幾らでも出てくると思うのですが、一番有名になりましたのは呉市さんの健康分野の事例があらうかと思えます。あちらで相当程度の効果が出ていると伺っております。

なお、1点だけ御指摘のございましたSuicaの問題につきましては、子細に調べていきますと、事例として、どこまでグレーなのかというところは結構課題のあるところがございますが、いわゆるネット上のレピュテーションリスクの問題として私個人は考えております。法制的な判断が下った案件ではないということでございます。社内的な委託の形で行えば、何ら法的な問題はなかったと言われた案件だと理解をしております。

○原座長 少し戻って、もう一つ質問をよろしいですか。

先ほどの資料の6ページで、個人情報保護委員会と総務省に所管が分かれていて、まだ具体的な支障はないけれども、これまでの経験から考えても、所管が異なると扱いが異なるといったことが出てくるのではないかとのお話だったわけでございますが、これまでに所管がずれていて、個人情報保護法制の中でこんなことがあったというのが、もし何かございましたらというのが一つです。

それから、具体的にどんな不都合が生じ得るのか、何か想像できることがございましたら教えていただければと思います。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 個人情報保護法制の中でという事例につきまし

ては、にわかには出てきませんが、例えば所管が2つに分かれてしまうような業種、具体的に言えば金融庁と経産省に類似の業種があると、恐らく何らかの不具合といえますか、事故案件があったりいたしますと、その事業体は2つのお役所に対してレポートすることが求められるのが現状だと思っております。

場合によりましては他にも幾つか呼ばれて、実はそれぞれの取り扱いルールが微妙に重なり合っていて、その事業体を規定しているということがございますので、全ての取り扱いルールといえますか、プレーのルールに対して、自分はこうしたという説明が求められるというのが、これまでの事例であったかなど。

個別具体的に申し上げるといろいろありますので、すみません。信販分野等々、いろいろあるかと思っております。

○原座長 大臣、副大臣、何かございますか。

○松本副大臣 私からは質問というよりも、私自身の考え方を改めて披瀝をさせていただきたいと思っております。

山本大臣に御理解、また御許可をいただきまして、今、実は自治体クラウドを作れないかということ、行革の方で一生懸命進めさせていただいておりますけれども、そうすると、各自治体がばらばらにシステムをつくり、そうすると、同じ申請書類のフォーマットが全然違うものができ上がりなんていう非効率的なことをやるよりも、それを一元化していく方が行政手続は必ず効率化をいたしますし、ひいては地方税ではあるかもしれないけれども、国民の負担を減らすことにもつながっていくという思いで、こういう取り組みをしているところであります。

そうすると、残念ながら必ず出てくるのが、地方自治をどう考えるかということにぶつかってくるということだと思っております。

個人情報保護の話もありますけれども、各自治体が、A市とB市で個人情報の考え方が違うことがどれだけ合理性を持つのかということ、ほとんどないと思っております。

そういう意味においては、地方自治として本旨にのっとって、自治体独自の取り組みを十分に発揮してもらわなければいけない部分と、そうではなくて、地方自治とは言われながらも、共通的な、基盤的なところは、一元的に管理をしていくといえますか、一つのルールに基づいて様々な取組みを進めていくことが、これからの国の行政の効率化に対して非常に重要なところだと、私自身は考えているところであります。

先般も、私は部会で発言をさせていただいたわけでありましてけれども、是非この規制改革会議の場で、地方自治というのを一体どう捉え直すのか。特にIT化を進めようとしている今こそ、実はここをしっかりと基本的な議論をしておくということは、恐らくこれらに向けて大変有意義な議論になるのではないかと思います。

是非そんなことも規制改革推進会議で話し合いをしてもらおうということで、今、事務的にはいろいろと調整をさせていただいているところでありますので、また経団連にも御協力をいただきたいと思います。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 副大臣御指摘のとおりでございます。自治体の中で電子化を進める際に、それぞれのシステムを組むというのは非常に非効率でございます。自治体クラウドということで進んでいると。

ただ、残念なことに、300数十の自治体を使うクラウドシステムが、まだ50幾つまでしか集約されていないのではないかと、事実認識として、もしよろしければIT室の方に数は御確認をいただければと思いますけれども、できる限り集約化していく中で、IT経費を切り詰め、むしろそこで浮いた経費を住民のために使っていくことこそが地方自治の本旨に近くなるのではないかと、私どもも考えてございます。それぞれの行政の工夫をする余地を、更に膨らませるツールがITの中にあるということではないかと考えているところでございます。

是非私どもとしても、できる限り地域の振興ということについては、別の政策課題として掲げ、私自身、担当として取り組んでおりますので、引き続き御指導をいただければと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

副大臣がおっしゃられた、市によって個人情報保護の考え方が違うのがどうなのかというところについては、実は首長たちの中でも一部には、これはもう地方自治の問題ではなくて、一元的に国で考えるべきことではないかと言われている方々もいらっしゃいますので、次回以降、そういった御意見も聞きながら、さらに議論を深めていければと思っております。

それから、先ほど吉田委員がおっしゃられた、先進的に突出したところで、地域を限ってやってみるというのは一つの大変重要考え方だと思いますが、一方でデータは地域を越えてやりとりができるということが非常に重要だと思います。それと並行して、全国レベル、あるいは世界、国境を越えたレベルでのルールをどうしていくのかということを考えていかないといけないと、もう改めて申し上げるまでもございませんが、そういうことなのだろうと認識をしております。

○吉田座長代理 私が所属するICTの世界はグローバルの規模で考えますので、「県またぎ」は、小さすぎる規模になるのですが、ただ、かなりの業務が紙ベースで行われているようですし、デジタル化というのをPDFにすることだと思っている方も多数存在するようですので、どこに支点を置いて実践していくかということになると思います。

○高橋委員 一つ、デジタル化の基盤を整備していくという話と、個人情報のレベルが違うという話は少し切り分けて考えたほうが良いと思っています。デジタル化の基盤が足りないという点は結局お金の問題で、自治体にやらせる場合でも、電子化の費用を国としてどういうように措置するのか問題となります。多分自治体としては、国の施策として自治体が電子化するという話だとすると、必ず地方交付税措置をしてくれという話になってく

と思います。その辺の話は財政的の話もあって、規制改革会議とその他の各種の機関と調整しつつ話を進めていかなければならないと思います。

一方で、個人情報保護のレベルが違うという話は、副大臣がおっしゃったように、今、日本の社会として、個人情報保護のレベルが自治体で違っていいのかという問題だと思います。

要するに、個人情報保護は、国の関心が全然なかったときに、地方公共団体が住民の突き上げで自主的に個人情報保護条例を作り出して、様々な内容の個人情報保護条例ができて、それをベースにして国が共通項を作り上げるという形で法律ができた構造がございます。ばらばらのところを現時点においてどうするのか、これは新しい状況として考えるべきところだと思います。そのような観点から、規制改革会議においても、そのような類型の事例として考えていくという道筋は十分あり得るのではないのかと思っています。

ただ、地方の規制改革の問題はいろいろな次元の話があって、この問題だけ取り上げてやるのか、それとも規制全体の脈絡のなかで議していくのか、難しい問題があるので、そこは地方六団体もあることとございますので、戦略的に政務におかれてもその辺をお考えいただきながらご決断して頂きたいと思っています。

以上です。

○吉田座長代理 実際には、本当にそう思います。ただ、データは、パケットになった途端に簡単に越境します。ここに県境は基本的にはありません。したがって、そのデータの中に個人情報があった場合、どのように対処するのか。広範囲にわたりますので、議論が必要です。

○高橋委員 財政的な話は、うちは問題に入れるのですか。

○原座長 どうぞ。

○刀禰次長 要は、問題の所在をよく整理していただいて、例えば予算でどうするという話であれば、所管省庁がどう考えているかということは問題の背景として聞くことはできますが、規制改革推進会議の性格上、例えばどこかの予算を増やすべしと言う会議ではないと思います。他方で、こういった点をしっかり取り組むべきという意見は出せると思いますので、必要なことはちゃんとやってくれと。その場合、所管省庁からすれば優先順位はありますが、必要なものはやっていくというのは言っただけだと思います。

○原座長 政務官、お願いいたします。

○務台大臣政務官 今の話に関連して、根本常務の資料の6ページに、民間事業者と国と独立行政法人と地方公共団体、匿名加工情報の取扱いも、地方団体は、今回、除外された形になって、それぞれの自治体の独自性に任されているということなのですが、よその国で、アメリカなんかも州の権限が大分強いと思うのですが、こういう問題については自治体の保有するデータも含めて、一元的な管理をしている国はどのくらいあるのか、あるいは日本がいいほうなのか、そこら辺の相場観というのは根本さんの方で把握されているのでしょうか。御存じでしたら教えていただきたいと思っています。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） つまびらかに申し上げられるほどのデータを持ち合わせておりませんが、少なくともEUにおきましては統一ルールの下での取扱いがなされ、米国においても一定程度のルールの下で、それぞれの事業者がそれぞれのルールを定めながら、違反行為のないような形での取扱いをするということになっているという理解をさせていただきます。

もしかしたら、吉田委員の方がよく御存じかもしれません。

ただ、EU等の中でよく言われますのは、個人情報取扱いは経済問題ではないということとございまして、基本的な人権にかかわる事項なので、統一のルールが定められてしかるべきであるということは、司法総局がしております。直接、私自身は彼らと話したことがないので明らかに申し上げられませんが、そのように言われているということとございまして。

それぞれのルールが明らかに違いますと、データは流れなくなりますので、事業者としては一番困る事態になるということとございまして。

○原座長 お願いします。

○吉田座長代理 この前、根本常務理事とお話をしたのですが、イギリスにすごくおもしろい事例があります。中央政府が旗振りをして、eガバメントというクラウドプラットフォームをつくり、地方自治体にこのように整備した優れたシステムですと地方に推奨して、強制ではなく普及させました。

一度そういうケーススタディーみたいなのを勉強してもいいかもしれません。もちろん初期投資も必要ですが、一方で中央政府がセーブした費用についての実績もあるので、参考になると思います。

○原座長 ありがとうございます。

○日本経済団体連合会（根本常務理事） 1点だけよろしいでしょうか。

先ほどの議論の中で、デジタル基盤のお話と個人情報のお話を分けたほうがよろしいというのは、そのとおりでございます。

他方で、デジタル基盤を整備されてまいりますと、いわゆる個人が、自分の情報をどれだけコントロールできるかという、コントロール権の問題も出てまいりまして、扱える個人情報というのが飛躍的に拡大してまいりますので、基盤の整備と同時に、デジタル基盤上での個人情報の取扱いのルールというものも定めてまいりませんと、基本的な権利が守られないという事態にもなりかねませんので、我々としては、決められた、しかるべきルールのもとで、しっかりと個人情報を守りながら事業を進めてまいりたいと思っておりますので、その面もあわせてルール整備をしていただきたいというのが現状でございます。

○原座長 よろしいですか。

では、ここまでとさせていただきます。

根本常務、お忙しい中、大変ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループの日程につきましては、事務局より、追って御連絡申し上げます。

○原座長 では、お忙しい中、大変ありがとうございました。